

TaxFlash



輸出業者に対する定期預金の受取利息にかかる源泉税率の軽減 – 新たな実施細則

2015 年 12 月 28 日、インドネシア政府は、定期預金およびバンク・インドネシア短期証券の受取利息にかかる第 4 条 2 項源泉税の軽減税率に関する政府規則 No.123/2015 (GR 第 123 号)を公布し、インドネシアの銀行に預けられた輸出収益 (*Devisa Hasil Ekspor/DHE*) による定期預金の受取利息について、米ドル建て口座には 0~10%の軽減税率を、一方ルピア建て口座には 0~7.5%の軽減税率を適用することを公表しました。

これを受けて、財務大臣は GR 第 123 号の実施細則である財務大臣規則 No. 26/PMK.010/2016 (PMK 第 26 号)を 2016 年 2 月 22 日に公布しました。

PMK 第 26 号では、輸出収益による最初の定期預金に対して源泉税の軽減税率が一度だけしか適用できないという制限が設けられています。軽減税率の適用対象である定期預金の満期が到来した場合 (定期預金のロールオーバーも含む)、当該定期預金口座の名義人はそれ以降、軽減税率を享受することはできません。

また PMK 第 26 号では、軽減税率を享受するために以下の全ての要件を満たすことが規定されています。

1. 輸出収益はバンク・インドネシア規則で要求される輸出収益報告書を以て証明すること。
2. 預金は、輸出収益が入金される輸出業者の銀行口座から振り替えるものとし、輸出業者の銀行口座は輸出収益の受領のみを目的とすること。
3. 定期預金は上記 2.の銀行口座を取り扱う銀行に預け入れること。
4. 輸出業者は少なくとも以下の資料を含む宣言書を添付すること。

- a) 輸出業者の身分証明証
- b) 輸出収益情報(例えば、輸出額、入金時期、輸出申告(Pemberitahuan Ekspor Barang/PEB)の番号及び日付)
- c) 銀行口座への入金輸出収益によるものであることの証明書
- d) 現在の定期預金が別の定期預金の満期到来による資金の移動(ロールオーバーを含む)によるものでないことの証明書

銀行は、第4条2項源泉税納税申告書に輸出収益報告書を添付しなければなりません。

適格と認められる定期預金はその満期到来前に解約され引き出された場合、または預金の一部または全部が輸出収益によって得られたものでない場合、通常の源泉税率である20%が適用されます。この場合、20%の源泉税率は預金の引き出し時または利息の支払期限到来時に適用されます。

2015年度及び2016年度を対象とした 資産再評価規則の改正

財務大臣は、2015年度及び2016年度の納税申告を対象とした固定資産再評価に関する規則No.191/PMK.010/2015(PMK第191号)の2度目の改正に伴い、新たな規則No.29/PMK.03/2016(PMK第29号)を2016年2月23日に公布しました。

従来、PMK第191号では、資産再評価差額にかかる最終課税額は再評価の申請前に納付を済まさなければならないと規定されていました。しかしながらPMK第29号の公布により、以下のいずれかの場合において、最終課税額の納付期限を2016年12月31日まで延長することが認められます。

1. 最終課税額が少なくとも3兆ルピアである場合、または
2. 納税者が最終的な再評価報告書類(認定鑑定士または政府公認鑑定人が作成)を以下のいずれかのタイミングで提出する場合:
 - a) 納税者の見積もりに基づく最初の再評価申請がPMK第29号の公布前に提出された場合、遅くとも2016年3月31日、または
 - b) 再評価申請がPMK第29号の公布後に提出された場合、申請手続期間内

上記のいずれかに該当する場合、納税者は再評価申請の手続期間中または手続完了時に税金納付書を添付する必要はありません。税務署は必要事項が全て記載された申請書の受領から30日以内に承認を行います。

最終課税額の納付期限が延長されても、適格納税者が再評価申請を行った時点で適用される最終課税率に変更はありません。ただし、納税者が2016年12月31日までに最終課税額を納付しない場合は、納税遅延に対する通常の延滞金が2016年12月31日から起算して納付日まで課せられます。

第22条所得税徴収規則の改正

財務大臣は、第22条所得税(PPh 22)徴収に関する規則No.154/PMK.03/2010(PMK第154号)の5度目の改正に伴い、新たな規則No.16/PMK.010/2016(PMK第16号)を2016年2月3日に公布しました。PMK第16号は2015年8月8日に遡って適用されます(これは、PMK第154号の4度目の改正で施行された規則No.107/PMK.010/2015(PMK第107号)の発効日に従うため)。

PMK第16号にて規定される第22条所得税の徴収に係る改正点は以下のとおりです。

1. 林業・プランテーション業・農業・牧畜業・漁業における製造業者または輸出業者による原料の購入

当該行為は0.25%の第22条所得税の課税対象となる。PMK第16号では、「原料」は林業、プランテーション業、農業、牧畜業または漁業から得られる未加工の原料と定義されている。従って、第22条所得税は加工済み原料の購入には課せられない。

2. 製造業社による金の延べ棒の販売

当該行為は0.45%の第22条所得税の課税対象となる。PMK第16号では、「製造業社」の定義に第三者を通じて金の延べ棒を製造する企業も含まれ、課税対象者の範囲が広がった。

3. インドネシア政府と鉱業協力協定 (Mining Cooperation Agreement) または作業契約 (Contract of Work) を締結していない輸出業者による石炭・金属鉱物・非金属鉱物の輸出

当該行為は税率1.5%の第22条所得税の課税対象となる。PMK第16号では、課税標準としての輸出額を本船渡し (FOB) 価格としている。従来、PMK第107号下の規定では輸出額は運賃・保険料込み (CIF) 価格とされていた。

4. 国庫および食糧調達公社 (BULOG) による穀物または米の購入

当該行為は従来、PMK第154号下の規定で第22条所得税の課税が免除されていた。しかし、この規定はPMK第154号の最初の改正規則により取り消された。その後、穀物および米の価格安定化を目的として、当該行為はPMK第16号の規定により再度、第22条所得税の課税が免除されることとなった。この免除措置は自動的に適用され、国税総局が発行する免税通知書は必要ない。

上記の国際税務アップデートに関してご質問等ございましたら、PwC の御社担当者までお気軽にお問い合わせください。

Your PwC Indonesia contacts

Abdullah Azis

abdullah.azis@id.pwc.com

Adi Poernomo

adi.poernomo@id.pwc.com

Adi Pratikto

adi.pratikto@id.pwc.com

Alexander Lukito

alexander.lukito@id.pwc.com

Ali Widodo

ali.widodo@id.pwc.com

Andrias Hendrik

andrias.hendrik@id.pwc.com

Anthony J. Anderson

anthony.j.anderson@id.pwc.com

Anton Manik

anton.a.manik@id.pwc.com

Antonius Sanyojaya

antonius.sanyojaya@id.pwc.com

Ay Tjhing Phan

ay.tjhing.phan@id.pwc.com

Brian Arnold

brian.arnold@id.pwc.com

Dany Karim

dany.karim@id.pwc.com

Engeline Siagian

engeline.siagian@id.pwc.com

Enna Budiman

enna.budiman@id.pwc.com

Felix MacDonogh

felix.macdonogh@id.pwc.com

Gadis Nurhidayah

gadis.nurhidayah@id.pwc.com

Gerardus Mahendra

gerardus.mahendra@id.pwc.com

Hanna Nggelan

hanna.nggelan@id.pwc.com

Hasan Chandra

hasan.chandra@id.pwc.com

Hendra Lie

hendra.lie@id.pwc.com

Ivan Budiarnawan

ivan.budiarnawan@id.pwc.com

Laksmi Djuwita

laksmi.djuwita@id.pwc.com

Lukman Budiman

lukman.budiman@id.pwc.com

Mardianto

mardianto.mardianto@id.pwc.com

Margie Margaret

margie.margaret@id.pwc.com

Parluhutan Simbolon

parluhutan.simbolon@id.pwc.com

Peter Hohtoulas

peter.hohtoulas@id.pwc.com

Runi Tusita

runi.tusita@id.pwc.com

Ryuji Sugawara

ryuji.sugawara@id.pwc.com

Soeryo Adjie

soeryo.adjie@id.pwc.com

Sutrisno Ali

sutrisno.ali@id.pwc.com

Suyanti Halim

suyanti.halim@id.pwc.com

Tim Watson

tim.robert.watson@id.pwc.com

Tjen She Siung

tjen.she.siung@id.pwc.com

Yessy Anggraini

yessy.anggraini@id.pwc.com

Yuliana Kurniadjaja

yuliana.kurniadjaja@id.pwc.com

Yunita Wahadaniah

yunita.wahadaniah@id.pwc.com

www.pwc.com/id



[PwC Indonesia](https://www.linkedin.com/company/pwc-indonesia)



[@PwC_Indonesia](https://twitter.com/PwC_Indonesia)

If you would like to be removed from this mailing list, please reply and write UNSUBSCRIBE in the subject line, or send an email to contact.us@id.pwc.com

DISCLAIMER: This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

© 2016 PT Prima Wahana Caraka. All rights reserved. PwC refers to the Indonesia member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.